

第 307 号丹波市商工会FAXレター

2020/7/22 発行

※市のコロナ支援制度の対象要件が一部変更となりました※

◎中小企業者事業継続応援金（丹波市独自補助）

【給付要件】新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年4月から7月の売上が、前年同月と比較して20%以上減少している事業者。

【支給額】1中小企業者あたり10万円

【申請期限】令和2年8月31日まで

◎中小企業者店舗等家賃補助金（丹波市独自補助）

【給付要件】新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年4月から7月の売上が、前年同月と比較して20%以上減少している事業者。

【対象経費】市内に所在する店舗、事務所等に係る賃借料

【支給額】令和2年2月1日～7月31日までに支払った賃料の2ヶ月分
限度額：1ヶ月あたり10万円

【申請期限】令和2年8月31日まで（注：共に市税等を滞納していないこと）

【問合せ】丹波市 産業経済部 新産業創造課(春日庁舎4F) TEL:0795-74-1464

※国の家賃支援給付金の申請がスタートしました※

◎家賃支援給付金（国）

【給付条件】新型コロナウイルス感染症を契機とし、令和2年5月から12月の売上が1ヶ月で前年同月比50%以上、または、連続する3ヶ月の合計で前年同月比30%以上減少している事業所。

【給付額】中小法人 最大600万円、個人事業者 最大300万円（一括支給）

【申請期限】令和2年7月14日から令和3年1月15日まで

【問合せ】家賃支援給付金 コールセンター TEL0120-653-930

※事業の再開にご活用ください※

◎兵庫県中小企業事業再開支援（兵庫県・兵庫県勤労福祉協会）

【給付条件】新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言解除に伴い、社会経済活動の再開のため、令和2年4月7日から令和2年9月30日の間に発注（契約）、納品、支払った経費（資材費、設備・備品購入費、改装・修繕工事）等を支給します。

【対象経費】兵庫県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主

【支給額】県内に1事業所の場合 中小法人20万円 個人事業主10万円
県内に2事業所以上の場合 中小法人40万円 個人事業主20万円

【申請期限】令和2年6月30日～令和2年9月30日 ※予算内で終了予定

【問合せ】兵庫県中小企業事業再開支援金事務局 TEL078-361-1500

第 307 号丹波市商工会FAXレター

2020/7/22 発行

丹波市商工会のHP（にじいろタブレット）でお店のPRをしよう！

丹波市商工会のホームページでは、トップページに会員事業所様のPRを目的とした紹介コーナーを設けております。この機会に商工会のホームページを活用してPRしてみませんか。

特徴①

商工会HPへのアクセス数は一日約400~500件

特徴②

プロのライターさんが取材に伺います

特徴③

掲載費は無料。商工会が全額負担します

商工会では、新型コロナウイルスの影響を受けておられる会員事業所様のPRになればとの思いで、多くの記事を随時掲載していきたいと考えております。記事を見たお客様に魅力ある丹波のお店を知っていただく、お客様とお店の架け橋となるよう取り組んで参ります。

※掲載は先着順で7月下旬ごろから随時アップ予定です。

【掲載内容】・事業所概要(あいさつ)・セールスポイント(商品・サービスなど)・HP見られた方への特典(あれば)

【問合せ】丹波市商工会 TEL:82-3476 FAX:82-7601

販売促進支援事業補助金

市内の中小企業者等の経済活動の活性化を図るため、キャンペーンやセールなど販売促進活動に要する経費の全部又は一部を補助する市独自の補助制度です。

【対象者】

丹波市内に事業所を有する中小企業

【対象経費】

- ① 広告印刷費（パンフレット、冊子など長期間活用するものは除く）
- ② 広告デザイン費
- ③ インターネット広告にかかる動画撮影費（動画掲載日は除く）
- ④ 新聞広告掲載費（新聞会社指定あり）
- ⑤ 広告折込費
- ⑥ 通信運搬費（切手購入費は除く）
- ⑦ ラジオ広告放送料

【補助金額】

20万円（補助率 10/10）

※制作物や発注企業の制約があります。

※事業開始前に丹波市の事前採択が必要です。

詳しくは、丹波市役所新産業創造課まで事前に確認をお願いします。

TEL0795-74-1464

丹波市よりお知らせ

『人権学習会を開催しませんか』

丹波市では、人権が尊重される職場づくりや企業活動を推進するため、企業・事業所が自主的に開催される人権学習会に講師を派遣します。

【対象となる学習会】

丹波市内の企業・事業所で、参加人数が概ね10人以上の学習会（1時間～1時間半）

【支援内容】

希望テーマ（障害のある人、パワハラ、職場の人間関係など）に沿って講師を派遣し、その講師料（交通費含む）を負担します。

【その他】

開催希望日の4週間前までにお申込み下さい。

【問合せ・申込先】 丹波市人権啓発センター

TEL:0795-82-0242

新型コロナウイルス感染症対応資金をご活用ください

3年間無利子・保証料負担も軽減！すでに借りている融資も借り換えが可能です。（信用保証付融資に限る）

対象者：セーフティネット保証（4,5号）危機関連保証の認定者

保証料：通常0.85・1.05%から減免あり（要件あり）

金利：当初3年間 0%（4年目以降0.7%）

期間：10年（据置5年）以内

限度額：4,000万円

⇒詳しくは、最寄りの金融機関まで

〒669-3601 丹波市氷上町成松140-7（本所） 現在の会員数 事業所1994
☎0795-82-3476 / FAX0795-82-7601 Eメール✉ info@tanba.or.jp